

当地に在留・滞在している邦人の皆様へ

在ラマツラ出張駐在官事務所(対パレスチナ日本政府代表事務所)

2022年3月1日

## ヨルダン川西岸地区で新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法のご案内

ヨルダン川西岸地区において濃厚接触者となった場合等、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法についてご案内します。

これらはいずれもパレスチナ暫定自治政府の定める指針・規則に基づくもので、今後の感染状況等に応じて随時変更される可能性がありますので、ご自身又はご家族の感染が疑われる場合には、以下のリンクからパレスチナ暫定自治政府の最新の規制内容等も確認し対処してください。

### 1 濃厚接触が確認された場合(ワクチン接種完了者、未接種者共通)

#### (1)何らかの症状がある場合

- ア PCR検査または抗原検査を受検する。
- イ 陰性の場合、隔離免除。
- ウ 陽性の場合、本文2を参照してください。

#### (2)無症状の場合

検査(PCR検査または抗原検査)及び自宅隔離は不要。

### 2 新型コロナウイルスの発症が確認された場合(ワクチン接種完了者、未接種者共通)

#### (1)何らかの症状がある場合

- ア 発症日から5日間の隔離を行う。
- イ 隔離5日目以降の24時間が無症状の場合、医師の許可を受けた後、隔離から開放される。
- ウ 隔離5日目以降の24時間に何らかの症状がある場合は、引き続き隔離を行い、無症状の期間が24時間続いた後、医師からの許可を得て隔離を終了する。

#### (2)無症状の場合

発症日から5日間の隔離を行い、隔離から開放される。なお、その後の5日間も、日常生活におけるマスクの着用は必須。

### 【参考情報】

パレスチナ暫定自治政府保健省

<https://www.facebook.com/mohps/>

(アラビア語のみ／必要に応じ、Google Chrome 等の翻訳機能をご利用下さい。)

<http://site.moh.ps/index/index/Language/ar>

(アラビア語のみ／必要に応じ、Google Chrome 等の翻訳機能をご利用下さい。)

【注:濃厚接触とは】

パレスチナ暫定自治政府保健省は「濃厚接触」の詳細な定義を示していませんが、WHOや日本、イスラエル等各国政府の指針を踏まえ、以下のいずれかに該当する場合には、「濃厚接触」があったと判断してください。

- ・感染者と2メートル以内に、少なくとも15分間、ともにいた場合。
- ・感染者と共有の空間(同じ店、レストラン等)に留まっていたという情報のみに基づく際、同空間に少なくとも15分間、滞在していた場合。
- ・感染者と緊密に業務を遂行していた間柄の場合(職場の相部屋で同室等)又は同じ教室に滞在していた場合。
- ・感染者と移動・旅行をともにした場合(いかなる交通手段も)。
- ・感染者と生活をともにしていた場合。
- ・感染者とキス、ハグ、握手などの身体的接触をした場合(過ごした時間は関係なし)。

3 濃厚接触の認定はされていないが、疑わしい症状がある場合(ワクチン接種完了者(パレスチナ保健省の定義による)、未接種者共通)

感染者との濃厚接触は確認されていないが、38度以上の発熱又は呼吸器症状等が発生した場合には、PCR検査を受検してください。

緊急時は、パレスチナ赤新月社(PRCS)(日本の赤十字社に相当)の緊急サービス(101、英語対応可)に連絡するか、病院の救急外来を受診してください。(注:感染拡大を防止するため、受診する病院へは事前連絡の上、病院の指示に従ってください。病院の受付・電話交換等はアラビア語でしか対応できない可能性がありますので、ご注意ください。)

4 新型コロナウイルスに関する相談窓口

各住居地域の担当医師に相談(英語対応可)することが可能です。

- ・エルサレム:0562402005(日~木 08:00~18:00)
- ・ヘブロン:0562401744(日~木 08:00~18:00)
- ・ベツレヘム:0562401784(日~木 08:00~18:00)
- ・ラマツラ:0562401467 or 0562401466(日~木 08:00~18:00)
- ・ジェリコ:0562401867(日~木 08:00~18:00)

5 感染者(特に、無症状の感染者)と接触歴があるか否かを認識することも、家庭や職場等での感染の防止につながります。パレスチナ暫定自治政府保健省のウェブサイトで、感染者が出た地区等に関する情報提供を行っています。

<http://site.moh.ps/Index/covid19/LanguageVersion/1/Language/ar>

(アラビア語のみ/必要に応じ、Google Chrome等の翻訳機能をご利用下さい。)

## 6 問い合わせ先

在ラマツラ出張駐在官事務所(対パレスチナ日本政府代表事務所)

Tel: 00970 (2) 298-3370/1

Fax: 00970 (2) 298-3313

Eメール: repjapan@rm.mofa.go.jp

HP: [https://www.ps.emb-japan.go.jp/itprtop\\_en/index.html](https://www.ps.emb-japan.go.jp/itprtop_en/index.html)

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>